



市民意見募集 (パブリックコメント)

行政改革大綱の策定に みなさんの意見を 聞かせてください

【行政改革大綱(案)の概要】

◆行政改革の必要性

行方市は、厳しい財政状況が続くなか、少子高齢社会、地域経済の活性化など様々な課題に直面しています。今後、市民の皆さんへの満足度の高いサービスを提供し続けるために、従来の手法を見直し、新しい行政システムに変革していくことが必要です。そのためには、市民と行政が協働して行政改革に取り組まなければなりません。

◆行政改革の方針

行政改革の目的である市民サービスの一層の向上と、行政のスリム化、行政の効率化を図ることにより、行方市にふさわしい行政運営を目指し、改革を進めていきます。

◆行政改革の視点

地域の経営資源である人材、情報、

財源などを最大限に活かし、市民の期待に応え、将来にわたり、持続可能な行政経営を進めるため、次の視点から改革を進めていきます。

- 一、事務・事業の再編並びに整理
- 二、組織機構の適正化と職員能力向上
- 三、定員管理及び給与の適正化の推進
- 四、市民の参画による公共サービスの向上
- 五、財政の健全化
- 六、情報化の推進

◆行政改革の実施計画

行政改革の実施計画として大綱に基づく集中改革プランを策定します。なお、大綱、実施計画、集中改革プランとともに平成18年度から22年度までの5ヶ年計画です。

行政改革の推進項目

①事務・事業の再編並びに整理

1. 事務事業について、緊急性、重要性、効率性の検討と見直しの実施をします。
2. 効率的、効果的な行政運営を進めるため、行政評価システムの活用・民間活力導入を図ります。
3. 補助金などについては、行政の経費負担のあり方、補助効果などを検証する委員会を組織します。また、類似団体の統合、さらには終期の設定、廃止など整理合理化を図ります。

②組織機構の適正化と職員能力向上

1. 新たな行政課題、多様化する市民ニーズに対応できること、また市民にわかり易い簡素で機能的な組織の見直しを図ります。
2. 職員の意識改革を図ります。また、豊かな政策形成能力、創造性を具備するよう職員の能力向上を計ります。

③定員管理及び給与の適正化の推進

1. 今後の行政課題、市民ニーズの動向などを把握し、定員の適正化計画を策定します。
2. 給与の適正化は国における制度改革を見据え、また、職員定員の適正化、給与の見直しにより人件費総額の削減を図ります。
3. 平成23年4月1日における定員目標を明示します。
4. 市職員の給与等の状況を公表します。

④市民の参画による公共サービスの向上

1. 行政が行うべき分野、市民と行政が一体になって進める分野、市民が主体的に進めていく分野の検討を進めます。

2. 地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、まちづくりの担い手を育成し市民と行政が一体となって進めます。施策の企画から市民の意見を取り入れ市民参画を進めます。

⑤財政の健全化

1. 財政の健全化を進めるため、事務事業の見直し、組織機構の見直し、職員定員、職員給与の見直しを行い経費の縮減に努めます。また、財政健全化計画を策定します。
2. 使用料手数料は受益と負担の関係を明確にし、行政サービスに見合った公平で適正なものにしていきます。
3. 遊休資産などの活用や処分について検討します。

⑥情報化の推進

1. 市民が必要とする情報を積極的に発信し、市民の生活を快適にします。また、市民から寄せられた、様々な情報については、迅速に対応します。
2. 個人情報に適切な取り扱いをします。
3. 文書事務などの電子化をはかり、事務処理の見直しを行い、効率化を進めます。

行方市意見公募(パブリックコメント)の実施

- ◆ **案件の趣旨** ————— 行政改革は、市役所だけでできるものではなく、市民の皆さんといっしょに取り組んでいかなければなりません。そのため、行政改革大綱の策定に際しては市民の皆さんからの意見を公募して、改革に反映していきます。
- ◆ **行政改革大綱(案)の内容** ——— 提出先の窓口にあります。
- ◆ **意見を提出できる人** ——— 市内に住所を有するもの。意見公募(パブリックコメント)手続きに係る行方市行政改革大綱(案)に利害関係を有するもの。
- ◆ **募集期間** ————— 平成18年7月1日(土)から7月31日(月)まで。
- ◆ **意見の提出方法** ————— 意見書の様式に定めはなく、適宜用紙に必要事項を記入して提出するか、郵便、ファクシミリ、電子メールで提出してください。意見書の提出にあたっては、個人または法人等の住所・氏名を明記してください。
※個人情報は、目的以外に使用しません。また、意見書は返却しません。
- ◆ **意見の公表** ————— いただいた意見は、これに対する市の考えとともに整理し市報などで公表します。なお、寄せられた個々の意見に直接回答はしませんので、あらかじめご了承ください。
- ◆ **意見書の提出先** —————
 - ◆ 行方市役所麻生庁舎 行政改革推進室
〒311-3892 行方市麻生1561-9 ☎0299-72-0811 Fax0299-72-3226
 - ◆ 行方市役所北浦庁舎 総務窓口課
〒311-1704 行方市山田2564-10 ☎0291-35-2111 Fax0291-35-0404
 - ◆ 行方市役所玉造庁舎 総務窓口課
〒311-3512 行方市玉造甲404 ☎0299-55-0111 Fax0299-55-0110
 - ◆ 電子メール
行方市ホームページ URL <http://www.city.namegata.ibaraki.jp>
の「パブリックコメント」



問合せ先 ◆ 行方市役所麻生庁舎 行政改革推進室 ☎ 0299-72-0811(内線312)

パブリックコメント ▶ 行政機関などの意思決定過程において広く市民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して意思決定を行う制度です。